当しないと回答した「事業」の合計数（「⑭その他の契約」に係るものを除く。）

b　低入札価格調査制度等導入状況調査において「制度を導入・適用している」のうち「低入札価格調査制度」又は「最低制限価格制度」のいずれかに該当すると回答した「事業」の合計数（「⑭その他の契約」に係るものを除く。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

B＝3.030×（d／c）－1.030

d／cに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

c　「物価高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査」（令和８年３月３日付け総行経第12号）に基づく調査（以下この項において「物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査」という。）において「民間委託」及び「指定管理」に該当すると回答した業種及び施設の合計数に２を乗じた数

d　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査において「民間委託」及び「指定管理」の「(b)国等が示す客観的な指標を踏まえた単価を参考にした予算積算を実施しているか。」に該当すると回答した業種及び施設と「(c)スライド条項等により契約内容において期中の物価高騰の影響を適切に反映する仕組みを導入しているか。」に該当すると回答した業種及び施設の合計数

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅲ

C＝21.277×｛（f－e）／e｝－0.085

（f－e）／eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

e　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査に基づいて総務省に報告された「民間委託」の「(d)令和７年度契約額」と「指定管理者制度」の「(d)令和７年度指定管理料」の合算額

f　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査に基づいて総務省に報告された「民間委託」の「(e)令和８年度契約額」と「指定管理者

国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和６年４月１日現在におけるもの

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

B＝－0.185×b＋18.5

算式Ⅱの符号

b　令和２年から令和６年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を５で除して得た数（当該数に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅲ

C＝2－｛（d－c）／c｝／0.116

（d－c）／cに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

c　平成７年度から平成11年度までの地方財政状況調査による人件費（「地方財政状況調査表（都道府県分）」の「性質別経費の状況」（以下この表において「都道府県調査票性質別経費」という。）の表側「１．人件費」、表頭「決算額」欄の数から「人件費の内訳」の表側「６．退職金」、表頭「決算額」欄の数を控除した数に都道府県調査票性質別経費の表側「12．投資的経費　うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を加算した数をいう。以下この表の都道府県の項において同じ。）、物件費（都道府県調査票性質別経費の表側「２．物件費」、表頭「決算額」欄の数をいう。）、補助費等（都道府県調査票性質別経費の表側「５．補助費等」、表頭「決算額」欄の数をいう。）及び繰出金（都道府県調査票性質別経費の表側「10．繰出金」、表頭「決算額」欄の数をいう。）を合算した額から「公営企業等に対する繰出し等の状況　その１法非適用事業分」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況　その２法適用事業分」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数を控除した額（以下この表において「都道府県経常的経費決算額」という。）の合計数